（参考資料２）

**群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）素案の**

**各規定に係る群馬県の考え**

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）素案の各規定に係る群馬県の考えは次のとおりです。

なお、条例検討会（※）における委員からの意見等に対する検討を踏まえた内容になっています。

* 条例検討会

群馬県障害を理由とする差別解消条例について当事者等の意見を聴くために設置された「群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）検討会」のこと。障害当事者団体をはじめとする関係団体から推薦された23名と県・県教育委員会の職員5名の合計28名の委員で構成。平成30年3月16日に第1回検討会、平成30年5月17日に第2回検討会を開催し、条例の内容について検討した。

条例検討会の資料と議事録は、群馬県庁ホームページを参照してください。

**障害を理由とする差別解消条例（仮称）検討会のページＵＲＬ**

[**http://www.pref.gunma.jp/cate\_list/ct10000116.html**](http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct10000116.html)

**第１　目的**

**◎群馬県の考え**

* 条例に定める内容の概観を示し、その目的を明らかにする。

**第２　定義**

**◎群馬県の考え**

* 障害者基本法、障害者差別解消法に準拠して規定する。
* 「障害」には、難病に起因する障害も含まれることを明記する。
  + ①「障害者」の定義は「社会モデル」の考え方を踏まえており、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。
  + ②「社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）と相対することによって生ずるものとする考え方である。

**第３　基本理念**

**◎群馬県の考え**

* 本条例の目的である共生社会の実現を図る際の基本となる事項を規定する。
* 障害を理由とする差別の解消の推進には、合理的配慮の提供が重要であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的な配慮をする必要があることを、基本理念で明示する。

**第４　不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供**

**◎群馬県の考え**

* 「不当な差別的取扱い」をすることは、何人も禁止する。
* 「合理的配慮の提供」については、県と市町村、事業者で障害者との関係や求められる配慮の内容に違いがあることから、各々分けて規定することとする。障害者差別解消法の規定に基づき、県と市町村は法的義務とし、事業者は努力義務とする。
* 合理的配慮の考えは、障害者に対して事務や事業を行う場合のものであり、県民が、個人の立場で障害者に対する場合の合理的配慮の内容が想定できないこと、過重な負担の判断が難しいことから、県民の合理的配慮については当規定ではなく、基本理念で「障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、（中略）合理的な配慮をする必要がある」と規定した上で、「第７　県民の役割」において「県民は、基本理念にのっとり（中略）障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるものとする」と規定することで対応する。
* ①事業者においては、障害者との関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、事業を行うに当たっての合理的配慮の提供については、法的義務とするのではなく、努力義務を課した上で、国が作成した対応指針などで自発的な取組を促すこととしたい。
* ②事業者に対する合理的配慮の具体的な方法を示すマニュアルの作成などの支援については、基本的には差別解消法に基づき関係省庁が作成している対応指針や、内閣府が作成している事例集など、国が対応すべき課題であると考えるが、県においても、県民向けの合理的配慮の提供に関するハンドブックを作成するなど取組を進めているところである。条例施行後はさらなる取組を考えていきたい。
* ③積極的行為を促すための助成などの実効的・積極的な財政支出等の支援については、関係部署とも協議をしながら、検討していきたい。
* ④個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであるため、本条例では具体的にどのような行為が「障害を理由とする差別」に該当するかについて、あらかじめ一律に定めることはしないこととする。条例の施行後、具体的相談事例などを積み上げていく中で、具体的にどのような行為が差別に当たりうるのかについて、県民の間で認識の共有が図られるよう、示していく必要があると考えている。
* ⑤「過重な負担」を理由として配慮を断る場合は配慮を求めた本人にその理由を説明することなどについては、条例を運用していく中で、示していく必要がある事項であると認識している。

**第５　県の責務**

**◎群馬県の考え**

* 基本的な県の責務、県と市町村の連携・協力、市町村・県民・事業者に対する情報提供等について規定する。
  + - 群馬県では、障害者施策の基本方針を総合的・分野横断的に示すものとして、「障害者プラン」を策定している。この「障害者プラン」において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策について定め、総合的かつ計画的に実施していくことで、県民の障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく。

**第６　市町村の役割**

**◎群馬県の考え**

* 市町村の役割について規定する。
* 障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための取組を進める際、住民に最も身近な自治体である市町村の役割は、きわめて重要であり、それぞれの市町村において、地域特性に応じた施策が展開されることが期待される。
  + - 市町村は、県と対等・協力関係にある自治体であり、平成12年4月の地方分権一括法施行以後においては、県条例では「市町村の役割」を直接規定しない取扱いとなっているが、障害を理由とする差別の解消における市町村の役割の重要性にかんがみ、本条例では、敢えて「市町村の役割」を規定することとしたい。

**第７　県民の役割**

**◎群馬県の考え**

* 県民の役割について規定する。
* 県民・事業者は障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を実現する等障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努める必要がある。
* 理解促進のためには、障害者が自らの障害の特性や社会的障壁の除去に必要な支援について可能な範囲で周囲に伝えるよう努めることが必要である。

**第８　事業者の役割**

**◎群馬県の考え**

* 事業者の役割について規定する。
* 県民の役割の考え方を踏まえれば、事業者についても、役割を規定することが必要。ただし、その範囲は「その事業を行うに当たり」と限定する。
  + 差別解消法第５条に規定される（環境の整備）については、差別解消法に基づき、事業者として取り組むべきことと捉えている。

**第９　意見の聴取・相互連携**

**◎群馬県の考え**

* 県が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、実施する時には、障害者等の意見を聴き、その意見を尊重することが重要であり、県民、事業者、障害者団体その他の社会福祉関係団体と協力、連携して取り組むことが必要。

**第10　財政上の措置**

**◎群馬県の考え**

* 障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を着実に推進し、一層の充実が図れるよう、県の財政運営上可能な範囲内において、財政上の措置を講ずるよう努める必要がある。
  + 事業者への助成をはじめとした経済的支援については、関係部署とも協議の上、検討していくこととする。

**第11　相談体制**

**◎群馬県の考え**

* 障害を理由とする差別に関する相談に適切に応じられるよう、必要な体制の整備を図る必要がある。
* 相談を受けたときは、当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進する必要がある。
* 紛争解決については、既存の紛争解決機関を活用する

前橋地方法務局や群馬労働局など、既存の紛争防止・解決機関において人権等に関する事案を扱っており、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導等を行う仕組みが既にあることから、群馬県では、把握した事例を必要に応じて既存の紛争解決機関につないでいくことで調整・紛争解決を図っている。

更に、障害者差別解消法に基づき、事業所を所管する主務大臣が、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告することができると規定されていることから、群馬県では、把握した事案を適宜関係省庁等につなぎ、必要に応じて対応状況等を関係省庁等に確認することで対応している。

相手の理解が得られないなど相談では解消できない事案については、新規の機関を設置して対応するのではなく、こうした既存の制度や権限のある機関を十分に活用することが、時間的にも効果の面でも有効である。

県での相談対応としては、具体的には次のようなことを想定している。

* + - 「県の相談窓口」は、現在、群馬県身体障害者福祉団体連合会に委託している障害者差別相談窓口を想定しているが、他の方法も考えられる。
    - 県窓口に相談のあった事例について、内容を聞き取り、専門機関に紹介すべきか否か、どの機関に照会するのが適当かを県で判断した上で、相談者に紹介する。
    - 相談者の承諾を得た上で、相談事案に関係する事業者を所管している省庁等に相談内容を伝え、差別解消法に基づく対応を依頼する。可能であれば、その後の進捗状況や結果を関係省庁に確認し、相談者に伝える。また、県の地域協議会等で情報を共有する。
    - 前橋地方法務局や労働委員会など、相談の内容に応じて機関を相談者に紹介したり、相談者の承諾があれば、県から権限のある機関に相談内容をつないだりして、既存の制度や権限のある機関を活用した解決を図る。

**第12　啓発活動**

**◎群馬県の考え**

* 障害を理由とする差別を解消するためには、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めることと、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図る事が必要であり、そのための啓発活動が重要。
* 啓発活動は基本理念にのっとって行う必要がある。

**第13　人材の育成**

**◎群馬県の考え**

* 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図ることが重要である

**第14　教育**

**◎群馬県教育委員会の考え**

* 本人及び保護者に十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しながら、学びの場や進路先を決定していくという取組は極めて重要である。また、子どもの発達や特性に十分配慮し、障害のある子どもが通うそれぞれの学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備や自立・社会参加に向けた教育を適切に行うことが欠かせない。
* 障害の有無に関わらず、互いのよさを認め合って、協働していく態度を子どもたちに育てていくことは、共生社会の実現に向けて、学校教育として取り組むべき重要な課題の一つである。子どもたちの相互理解に係る教育活動は、年齢や地域等にかかわらず、その時々の発達課題に応じて行うべきであるので、各学校において交流及び共同学習を積極的に進めることができるようにしていくことが肝要である。
* 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別解消の重要性について認識することが重要である。県は、市町村や各種社会教育団体等と連携し、社会教育における研修会等の学習機会を確保していくとともに、障害のある人とない人が共に学ぶための配慮を行っていく必要がある。

**第15　雇用及び就労の促進**

**◎群馬県の考え**

* 障害者が社会や地域で生き生きと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが必要。このため、働く意欲のある障害者が自分で職業を選択し、その適性と能力に応じた就労の場を確保できるようにする必要がある。
* 障害者の雇用及び就労を促進するため、県だけでなく各関係機関が連携して、障害者の雇用・就労について、必要な施策を講じる必要がある。

**第16　情報の取得・意思疎通の手段の確保**

**◎群馬県の考え**

* 差別の解消を図る上で、障害者が必要な情報を取得することは不可欠である。
* 障害の特性に基づく意思疎通の手段の選択と利用の機会が十分に確保されていないため、障害者が地域で生活するに当たり支障をきたしている場合がある。
* 県は、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性に配慮し、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図るために必要な施策を講ずる必要がある。
* 県は、害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行う必要がある。

**第17　社会参加活動の推進**

**◎群馬県の考え**

* 障害者が文化芸術活動やスポーツ活動等に参加することは、健康の増進や心の潤い、社会参加の促進につながる。
* 障害者と障害者でない者が、共に文化芸術活動、スポーツ等に親しむことで、相互理解を促進するとともに、障害者の積極的な社会参加につながる。

**第18　防災**

**◎群馬県の考え**

* 県は、防災に関し必要な施策を講ずる場合、障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性及び状況に配慮する必要がある。